

NO	最終案	中間案	備考
第1章 宮城県歯と口腔の健康づくり基本計画の趣旨			
1	<p>【P7】</p> <p>1 計画策定の経過</p> <p>(1) 宮城県歯と口腔の健康づくり推進条例の施行 (略)</p> <p><u>(宮城県歯と口腔の健康づくり推進条例の基本理念)</u></p> <p><u>第二条 歯と口腔の健康づくりの推進は、歯と口腔の健康の維持が全身の健康を保持増進していく上で大きな役割を果たしているとの認識の下に、県民自ら日常生活において歯と口腔の健康づくりに取り組むことを促進するとともに、すべての県民が生涯にわたり必要な歯科検診、歯科保健指導、歯科相談等の口腔の健康に関するサービス（以下「口腔保健サービス」という。）及び歯科医療を円滑に受けられる環境を整備することを基本として行われなければならない。</u></p>	<p>【P3】</p> <p>1 計画策定の経過</p> <p>(1) 宮城県歯と口腔の健康づくり推進条例の施行</p>	<p>事務局による修正</p>
2	<p>【P8】</p> <p>2 計画の位置付け</p> <p>また、県の総合的な健康づくりの指針となる「みやぎ21健康プラン」の個別計画とし、「宮城県地域医療計画」、「新みやぎの子ども幸福計画」、「宮城県教育振興基本計画」、「みやぎ障害者プラン」、「みやぎ高齢者元気プラン」、「宮城県食育推進プラン」等、関連する県の計画との整合を図りながら推進していきます。</p> <p><u>※関係図の該当部分を修正</u></p>	<p>【P4】</p> <p>2 計画の位置付け</p> <p>また、本計画は、県の総合的な健康づくりの指針となる「みやぎ21健康プラン」の個別計画と位置づけ、「宮城県地域医療計画」、「新みやぎの子ども幸福計画」、「みやぎ新時代教育ビジョン」、「みやぎ障害者プラン」、「みやぎ高齢者元気プラン」、「宮城県食育推進プラン」等、関連する県の計画との整合を図りながら推進していきます。</p>	<p>事務局による修正</p>

NO	最終案	中間案	備考
第2章 歯科口腔保健推進の方向性			
3	<p>【P8】</p> <p>3 計画期間等</p> <p>なお、今回の計画策定にあつては、県内の歯科保健の現状把握のため、平成27年度に「<u>幼児に関する歯科保健行動調査</u>」と「<u>職場における歯と口腔の健康づくりに関する取組状況調査</u>」、「<u>老人福祉施設及び障害福祉サービス事業所における歯と口腔の健康づくりに関する取組状況調査</u>」、平成28年度に「<u>宮城県歯と口腔の健康実態調査</u>」を実施し、計画策定の基礎数値としています。</p>	<p>【P4】</p> <p>3 計画期間</p>	事務局による修正
4	<p>【P11】</p> <p>1 乳幼児期及び学童期・思春期の歯科口腔保健対策の重点化(略)</p> <p>このため、第2期計画では、引き続き、乳幼児期及び学童期・思春期の歯科口腔保健対策に重点を置いて取り組むこととし、<u>妊産婦期から乳幼児期にわたる定期的な歯科健康診査の実施や歯みがき等の適切な生活習慣の確立を支援する保健指導體制の強化と併せて、フッ化物応用等による効果的な歯科口腔保健対策の普及など</u>、<u>歯と口の健康づくりに取り組めます。</u></p>	<p>【P5】</p> <p>1 乳幼児期及び学童期・思春期の歯科口腔保健対策の重点化(略)</p> <p>このため、第2期計画では、引き続き、乳幼児期及び学童期・思春期の歯科口腔保健対策に重点を置いて取り組むこととし、<u>妊産婦期から乳幼児期にわたる定期的な歯科健康診査・保健指導體制の推進とフッ化物応用等による効果的な歯科口腔保健対策の普及</u>、<u>学童期・思春期における歯と口の健康づくりに取り組めます。</u></p>	パブリックコメントに基づく修正
第3章 各論			
5	<p>【P19】</p> <p>(5) 課題解決のために県が進めること</p> <p>○ <u>妊産婦期から乳幼児期にわたる定期的な歯科健康診査体制の推進</u></p> <p>口腔衛生管理の充実を図るため、市町村による定期的な歯科健康診査体制の整備や乳幼児歯科健康診査への要観察歯(C0)の導入によるむし歯予防対策が促進されるよう、<u>歯科医師会等と連携して市町村を支援します。</u></p> <p><u>また、妊娠期からむし歯予防に対する意識を高める取組を、歯科医師会、医師会等と連携し啓発に努めます。</u></p>	<p>【P11】</p> <p>ホ 課題解決のために県が進めること</p> <p>○ <u>妊産婦期から乳幼児期にわたる定期的な歯科健康診査体制の推進</u></p> <p>口腔衛生管理の充実を図るため、市町村による定期的な歯科健康診査体制の整備や乳幼児歯科健康診査への要観察歯(C0)の導入によるむし歯予防対策が促進されるよう、<u>歯科医師会と連携して市町村を支援します。</u></p>	事務局による修正

NO	最終案	中間案	備考
第3章 各論			
6	<p>【P25】</p> <p>2 学童期・思春期</p> <p>(6) 課題解決のために団体等に期待される取組 学校</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校保健安全法に基づく定期健康診断を実施し、要指導の児童・生徒に対する歯科口腔保健指導の充実を図る。 ・歯みがき習慣の確立や規則正しい食生活など、児童・生徒が生涯を通じて主体的に歯と口腔の健康づくりに取り組めるよう食育の視点を採り入れながら支援する。 ・児童・生徒が自ら歯みがき等を行いやすくなるよう、歯みがきをする時間の確保等に努める。 	<p>【P16】</p> <p>(2) 学童期・思春期</p> <p>へ 課題解決のために団体等に期待される取組 学校</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校保健安全法に基づく定期健康診断を実施し、要指導の児童・生徒に対する歯科口腔保健指導を充実する。 ・歯みがき習慣の確立や規則正しい食生活など、児童・生徒が生涯を通じて主体的に歯と口腔の健康づくりに取り組めるよう食育と連携して支援する。 ・歯みがき等が行いやすくなるよう、洗口場の整備や歯みがきをする時間の確保等に努める。 	<p>事務局による修正</p> <p>パブリックコメントに基づく修正</p>
7	<p>【P30】</p> <p>3 青年期（概ね19歳～39歳）</p> <p>(6) 課題解決のために団体等に期待される取組 保険者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者に対して口腔保健サービス及び歯科医療を受ける機会を確保するなど、歯と口腔の健康づくりを促進するよう努める。 	<p>【P21】</p> <p>(3) 青年期（概ね19歳～39歳）</p> <p>へ 課題解決のために団体等に期待される取組 保険者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内の医療保険加入者に対して口腔保健サービス及び歯科医療を受ける機会を確保するなど、歯と口腔の健康づくりを促進するよう努める。 	<p>団体からの意見に基づく修正</p>
8	<p>【P35】</p> <p>4 壮年期（概ね40歳～64歳）</p> <p>(5) 課題解決のために県が進めること</p> <p>○ 地域保健と職域保健との連携による支援体制づくり 歯科医師会や保険者等との連携により、事業所での歯科健康診査・保健指導を推進していくとともに、地域保健と職域保健の連携体制づくりや意識の醸成を推進します。 <u>(削除)</u></p> <p>保険者に対して、定期的な健康診査・保健指導の機会を活用し、歯科口腔保健指導、糖尿病や喫煙と歯周疾患等の関係等についての普及啓発を推進します。</p>	<p>【P25】</p> <p>(4) 壮年期（概ね40歳～64歳）</p> <p>ホ 課題解決のために県が進めること</p> <p>○ 地域保健と職域保健との連携による支援体制づくり 事業所での歯科健康診査・保健指導を推進していくとともに、地域保健と職域保健の連携体制づくりや意識の醸成を推進します。 喫煙や受動喫煙と歯周疾患の予防や悪化防止について普及啓発を行うとともに、禁煙に取り組む「受動喫煙防止宣言施設」の登録施設の増加に向けた啓発を推進します。 保険者に対して、特定健康診査・保健指導における歯科口腔保健指導、糖尿病や喫煙と歯周疾患等の関係等についての普及啓発を推進します。</p>	<p>団体からの意見に基づく修正</p> <p>事務局による修正</p>

NO	最終案	中間案	備考
第3章 各論			
9	<p>【P39】</p> <p>5 高齢期（概ね65歳～）</p> <p>(3) 現状</p> <p>ニ 事業の主な取組状況</p> <p>主な事業・取組 <u>在宅歯科医療推進設備整備事業</u></p>	<p>【P29】</p> <p>(5) 高齢期（概ね65歳～）</p> <p>ハ 現状</p> <p>(二) 事業の主な取組状況</p> <p>主な事業・取組</p>	事務局による修正
10	<p>【P49】</p> <p>8 口腔保健支援センターによる情報提供や研修の実施</p> <p>(6) 課題解決のために県が進めること</p> <p>○ 情報の収集及び提供，市町村関係機関・団体等との連絡調整に関すること</p> <p>市町村，保健所，歯科医師会，教育機関等の関係機関との事業を通じ，地域における歯科保健の課題の収集と歯科保健に関する最新の<u>知見</u>の提供を行いながら，乳幼児期から高齢期，<u>障害児・者</u>までの口腔歯科保健対策の充実に向けて，関係機関のネットワークの形成に取り組みます。具体的には，<u>事業への技術的支援</u>を行い，保健所や市町村等の歯科保健担当者との検討の場を設けるとともに，<u>好事例の収集と提供</u>を行い，県内の歯科保健に関する情報の共有・連携に努めます。</p>	<p>P40</p> <p>(8) 口腔保健支援センターによる情報提供や研修の実施</p> <p>へ 課題解決のために県が進めること</p> <p>○ 情報の収集及び提供，市町村関係機関・団体等との連絡調整に関すること</p> <p>市町村，保健所，歯科医師会，教育機関等の関係機関との事業を通じ，地域における歯科保健の課題の収集と歯科保健に関する最新の見地の提供を行いながら，乳幼児から高齢世代までの口腔歯科保健の充実に向けて，関係機関のネットワークの形成に取り組みます。具体的には，保健所や市町村等の歯科保健担当者との検討の場を設け，県内の歯科保健に関する情報の共有・連携に努めます。</p>	パブリックコメントに基づく修正